

中小企業団体（事業協同組合）による加入方法

財形住宅金融株式会社

中小企業団体が、組合員である事業所の福利厚生充実を図ることを目的として、財形持家転貸融資制度を導入することができます。この場合の基準及び加入方法は以下の通りです。

1. 中小企業団体の基準

中小企業団体が中小企業等協同組合法における事業協同組合であり、構成する組合員の3分の2以上が、従業員数100人以下の事業所で占められていることが基準となります。

2. 出資手続き

組合員数や従業員数に関係なく、当社株式1株を取得して下さい。（組合員の共有ではなく、協同組合自体の保有となります。）

（1）協同組合事務局の提出書類・・・出資時

- ① 株式購入申込書
- ② 株式名義書換請求書兼株主票
- ③ 組合員名簿
- ④ 構成員名簿

（2）組合員（企業）の提出書類・・・融資申込みが出た時点

- ④ 構成員名簿

* 株券には協同組合名の裏書を行い、株主としての権利の行使は協同組合に行っていただきます。

* 協同組合が当社へ出資した後に、組合員の異動があった場合は、その旨を書面にて当社へお届け下さい。